

NO. 553
平成 21 年(2009)
6/22(月)



小笠原 OGASAWARA -

村民だより

編集・発行 小笠原村総務課
〒100 - 2101
東京都小笠原村父島字西町
TEL04998(2)3111
FAX04998(2)3222

臨時号

ホームページアドレス

<http://www.vill.ogasawara.tokyo.jp>

7月12日(日)は東京都議会議員選挙の日です
<母島は7月11日(土)繰上投票>
忘れずに投票しましょう

【選挙日程】

告示日 7月3日(金)
繰上投票日(母島) 7月11日(土) 午前7時から午後8時まで
投票日(父島) 7月12日(日) 午前7時から午後8時まで
開票日 7月12日(日) 午後9時から(即日開票)

【投票所】 第1投票区(父島) : 小笠原村地域福祉センター
第2投票区(母島) : 母島村民会館

投票所へは投票入場券を持参してください。

(入場券が投票日前日になっても届かない場合や、記載事項に誤りがある場合はご連絡ください。)

最近、転入届を出された方や20歳になられた方へ、あなたは有権者でしょうか？

あなたの
生年月日は？ 平成元年7月14日以降 投票できません
平成元年7月13日以前

小笠原村に住民登録
の届出をしたのは
いつですか？ 平成21年4月2日以前 小笠原村で投票できます
(村外において不在者投票される方は裏面の 印をご覧ください)
平成21年4月3日以降

以前の住民登録
はどこですか？ 都外 投票できません
都内 前の住所地で投票となります(注)

都外へ転出すると投票できなくなります。

(注) 前の住所地で投票する場合(都内の住所移転1回の方に限り)は、現住所地の区市町村長
(小笠原村長)の発行する証明書(住民票等)が必要です(証明書は無料で発行されます)。

該当する方で不在者投票を行う場合は、お早めに選挙管理委員会へお問合せください。

【期日前投票制度について】

投票日当日に投票所へ行けない方は、期日前に投票をすることができます。

期日前投票は、投票日前であっても投票日当日と同じように投票することができる制度です。

期日前投票所へは、投票所入場券を持参してください。

投票の対象者 : 期日前投票を行う日に選挙権のある方で、かつ投票日当日に投票できない事由がある方
(「宣誓書」の提出が必要です。)

期日前投票期間 : 7月4日(土)~7月11日(土)

母島の期日前投票期間は7月10日(金)までとなります。

期日前投票所の場所と受付時間 : 父島 村役場総務課 午前8時30分 ~ 午後8時
母島 母島支所 午前8時30分 ~ 午後6時

【7月3日(金)以降、父島～母島間で転居された方の投票について】

父島 から 母島 へ転居された方：7月12日(日)の投票日に 父島 で投票となります。
7月10日(金)までに母島で期日前投票を行うこともできます。
7月11日(土)に母島で不在者投票を行うこともできます。

母島 から 父島 へ転居された方：7月11日(土)の繰上投票日に 母島 で投票となります。
7月11日(土)までに父島で期日前投票を行うこともできます。

期日前投票の受付場所・時間を以下の表でご確認ください。

(○ = その場所において期日前投票できます。 × = 期日前投票できません。)

	期 日 前 投 票 場 所	7月4日(土) ～7月10日(金)	7月11日(土) 母島繰上投票日	7月12日(日) 父島投票日
父島 から 母島 へ 転居された方	父島 村役場 (8:30～20:00)			×
	母島 母島支所 (8:30～18:00)		×	
母島 から 父島 へ 転居された方	父島 村役場 (8:30～20:00)			×
	母島 母島支所 (8:30～18:00)		×	

【小笠原村以外の区市町村で不在者投票を希望される方へ】

7月2日(木)までに 村役場総務課または母島支所へ“不在者投票”の投票用紙を直接又は郵送で請求してください。(所定の請求書に必要事項を記入して提出してください。)

郵送で請求される場合は、7月1日(水)東京発のおがさわら丸に間に合うよう、余裕を持って請求してください。

請求いただいた投票用紙は、滞在先へ郵送されます。

到着したら本人が直ちに滞在先の市町村選挙管理委員会(指定病院()に入院の方は入院先の病院長等)に持参し、係員の指示に従って投票してください。

投票後は、投票を行った選挙管理委員会等から小笠原村選挙管理委員会へ送致されます。

7月8日(水)東京発のおがさわら丸に郵送で間に合うよう、余裕を持って投票をお済ませください。

《この便より後になりますと、投票が無効になってしまいますのでご注意ください。》

指定病院とは

病院内で不在者投票を行うことができる施設であることを所在地の選挙管理委員会が定めている病院のことをいいます。詳しくは入院されている病院にご確認ください。

【小笠原村で不在者投票を希望される方へ】

小笠原村以外の東京都内区市町村選挙管理委員会で調製された選挙人名簿に登録されている方で、小笠原村で不在者投票を希望される方は、名簿登録地の選挙管理委員会へ投票用紙の請求を行ってください。

投票は、7月4日(土)(母島の場合は、午前10時まで)にお済ませください。

《この日以降になりますと、投票が無効になってしまいますのでご注意ください。》

投票後は、選挙人名簿登録地の選挙管理委員会へ送致します。

不在者投票の受付場所と受付時間：父島 村役場総務課 午前8時30分～午後8時
母島 母島支所 午前8時30分～午後6時